

別記様式(第4条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	令和8年度第3回 朝霞市公共施設等総合管理計画庁内検討委員会検討会議 (福祉等複合施設)	
開 催 日 時	令和8年8月5日(水)	午前 10 時から 午前 11 時30分まで
開 催 場 所	朝霞市役所 1階 101会議室	
出 席 者	(委員):障害福祉課(石井課長補佐)、高齢者・地域福祉課(平岡課長補佐)、こども家庭課(松永課長、萩原副主幹)、こども未来課(川合課長補佐) (事務局):櫻井次長、村沢室長、牧原	
会 議 内 容	(1) 福祉等複合施設の今後の方向性について	
会 議 資 料	資料1 回答票(機能・配置に関すること) 資料2 検討会議(福祉等複合施設)における意見交換結果 (案)まとめ	
会 議 録 の 作 成 方 針	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☒ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☐ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管(保存年限 年)	
	電磁的記録から文書に書き起こした 場合の当該電磁的記録の保存 期間	☒ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
そ の 他 の 必 要 事 項		

司会進行

これまでの検討会議を通して、福祉等複合施設に入る予定であった機能を分解し、現状における移転等の必要性について議論してきた。この検討会議における、今後の福祉等複合施設の方向性を見出し、全庁的にも共有を図りながら、検討会議の上位組織でもある公共施設等総合管理計画庁内検討委員会に意見を聞きたいと思っている。

本日は、検討会議における福祉等複合施設の方向性について言語化したい。

議題(1)

1. 社会福祉協議会(社協)について

- ・施設はハード(建物)よりもソフト(機能)が重要である。特に災害ボランティア機能については、総合福祉センターというハードが必要不可欠ではなく、万が一の際の代替施設(体育館など)も考慮されている。
- ・社協の機能は、市の福祉部門と密接に関連するため、物理的に近い場所にあることが機能連携の観点から望ましい。
- ・職員構成の実態として、朝霞市の社協は、指定管理業務を多数受託しているため、同規模の自治体と比較して職員数が約150～160人と突出して多く他市と比較して特殊である。そのうち、社協の本来業務に従事する正職員は20～30人程度に過ぎず、移転の議論はこの本来業務部門のみを対象としていた可能性が高いと推測される。

2. 地域交流センターについて

- ・北朝霞方面に公共施設が少ないため、人々が集まる場所の必要性はあるものの、既設公共施設においてスペースを設けるなど、機能を有したスペースを創出することで代替可能。

3. 障害者就労支援センターについて

- ・現在、社協が指定管理で運営しているが、今後予定されている総合福祉センターの設置管理条例の改正に伴い、事業者変更も可能であるため、社協ありきでの移転問題ではないと考える。
- ・利用形態を考慮すると、駅に近い方が利用者及び職員にとって有益である。

4. 障害者基幹相談支援センターについて

- ・当該機能は、計画段階とは状況が異なり、令和7年7月から既に市役所前のビルで委託事業として開始されており、市役所との連携が頻繁なため、現在の場所でうまく運営ができている。

5. 子育て包括支援センターについて(現在のこども家庭センター分室)

- ・北朝霞・朝霞台方面の既存施設に機能を入れることも可能。※住基を使用できる環境が必要。
- ・法改正により「子育て世代包括支援センター」から「こども家庭センター」に名称変更された。

・児童館との併設であれば、子どもを遊ばせながら親が相談できるという利点があると考えていた。妊婦などにとっては、駅に近い立地という点の優先順位が高く、児童館の併設ではなくても良い。

6. 児童館について

- ・三原地区の PTA などから、地域内に児童館を設置してほしいという強い要望がある。場所は溝沼浄水場跡地に限定しないが、三原地区内での整備が求められている。
- ・小学校に空き教室がなく「こども教室」を増やせない現状や、気候・安全面から屋内の施設が不可欠である。
- ・溝沼浄水場跡地にプレハブなどで暫定的な「子供の居場所」を整備することも案の一つとして示された。

本日意見いただいた内容を検討会議における方向性について、後日事務局がまとめるので、各課において確認していただきたい。確認後、公共施設等総合管理計画庁内検討委員会にお示しし、意見を頂く。また全庁的にも共有を図っていきたい。

以上